

教育政策の動向をふくむ技術教育をめぐる情勢を正確に分析して教育の民主主義的な発展をめざすたたかいの方向を明らかにすること、などはこの大会の重要な課題であると思われ

ますが、私たちは多くの教師・研究者・父母・学生の積極的な参加を得て、大会を成功させたいと願っています。

憲法・教育基本法と職業訓練

佐々木 享

1971～72年にかけて激しくたたかわれたマルセイ粉碎斗争のあと——マルセイと呼ぶかどうかは別として、経営者側は依然として労働者に対するさまざまな差別や思想攻撃を続けているという問題はいまはさておき——国鉄労働者は、あらためて職業訓練にどうとりくむかという問題に直面している。国鉄経営者側がマルセイ運動をやめて職業訓練を軌道に乗せたいと言い出してきたからである。これにたいして国労は、経営者の行なう職業訓練を思想教育の場とさせないための歯どめをどこに求めるかという議論をすすめているが、さる5月15日には「国鉄の企業内教育に関する解明について」という申入書を提出して団交にのぞんだ。国労はこの申入書のなかで、「現行憲法で保障されている国民の教育権、この教育権をめぐる現在の法秩序」にてらして国鉄の企業内教育には多くの問題がある、と指摘している。ここでいう「法秩序」とは、申入書によれば具体的には、憲法26條、教育基本法、職業訓練法などをさしている。

職業訓練（職業技術教育）を憲法26條にいう教育のわくの中にとらえるべきだという議論は、私の知る限り、少くとも1960年代のはじめに総評。中立労連が開いた職業教育研究集会のなかすでに出てきている。このような思想がその後どう発展したかについては、日教組教文局の『教育機器・高校総合制・職業訓練——中等教育問題の視点』（1972年5月）のなかの「職業訓練の権利についての自覚の発展」にまとめられている。また新

日本出版社の雑誌『労働・農民運動』の72年6月号にのった論文「職業訓練と労働組合運動」においても、「職業訓練を要求する権利は民主主義的性格をもっている」ことが明らかにされている（同上誌、98～101ページ）。しかし、職業訓練を憲法26條にいう教育の一かんとしてとらえ、職業訓練も教育基本法の精神にのっとって実施すべきだということが、現実の斗争課題として提起されたことはあまりなかったように思われる。

教育基本法第2條。第7條の精神からみると国労の主張は当然のことのように思われるし、牧柾名『教育権』（新日本出版社、1971年）のように、「教育権は労働権の本質的保障という意味」をもち、教育権は労働権と不可分だと考えられる（同上書、182～183）という点からみても、国労の要求は正当でかつ極めて重要な問題を提起しているというべきであろう。また、鈴木英一『教育改革——戦後日本の教育改革3』（1970年、東大出版会、246～328ページ）によれば、教育基本法第7條は、もともと今日のことばでいえば職業訓練をふくむ労働教育を社会教育の中心にすえて起草されていたことが知られる。これは、同法成立直後に役人が書いた教育法令研究会『教育基本法の解説』（国立書院、1947年、107～108ページ）にも明らかである。念のためにいえば、社会教育法第2條にいう社会教育の概念は広範なものであって、職業訓練を社会教育からとりのぞくという考え方をここから見出すことは困難である。

こうした事情があるのに、職業訓練を教育という面からとらえるのはむつかしいというような俗説が横行する理由の過半は、資本の側が意図的系統的に、職業訓練を労働者側からの掣肘から切り離し、資本の恣意で行なってきたことに求められる。現に国鉄当局は、5月25日の団交で、企業内教育は憲法29條に

いう財産権の一かんとして行なうのだといったそりである。

以上にのべた次第で、職業訓練と憲法。教育基本法との関係を明らかにすることは極めて重要な今日的な意義をもつといふことができよう。（専修大学）

「科学的」とはどういうことか

池上正道

『技術教育研究』第1号の原。佐々木氏の論文を読ませていただきて、若干の発言をしたい気になった。古い資料を十分に調べる場所的。時間的余裕がないので、メモいどになるがお許しいただきたい。

私が原。佐々木氏と若干の意見を異にするに至った由来を、産教連対技教研の対立というようにとらえられては困るので、これからべるのは、私の個人的な見解である。こうした論争は、それが無原則的な感情の対立とか、反論のための反論にならない限り、必要なことであると思われるからである。

私の中にあるある一つの方法論なり、理論体系から理論が導き出されたものよりは、実際に生徒を教えてみてでてくる経験的なものが下敷となっていることが多い。これは多分に「論争」と言えるかどうか疑わしいものがある。製図を第三角法からさきに教えるとか、ラジオは真空管より、トランジスターからさきに教えるとかいうことは、多分に平行線になりがちである。このような命題は、多様性を認めて実践をする寛容さで対処する必要があるだろう。私が、原。佐々木氏と異った見解を持つと思われるに至ったように見えたものの中には、このような「論争」としてくいものまで含まれている。ところが『国民のための教育課程』技術科に対する「意見三つ」¹というのを『教育評論』の本田氏のすゝめ

で掲載（102号）、佐々木氏からの次の号（103号）に反論されてから、十数年にわたる「論争」のようになってしまった部分は大部分が未整理である。ここで言いたいのは、『技術教育研究』創刊号の11ページに原氏が書いておられるように『技術科教育の計画と展開』について「私たち技教研の中心的メンバーが、この本を高く評価したこともある、さきの『国民のための教育課程』に批判的であった産教連関係の人々が、この本の弱点について厳しい批判を加えた」という因果関係でみられては、ちょっと困る。『国民のための教育課程』に批判的意見を出した「産教連関係の人」というのは私のことだと思う。『技術科教育の計画と展開』に対して、『技術教育』1966年4月号と7月号に「批判」とよばれるようなものを書いたのも私である。しかし、それを、坊主憎けりゃケサまで憎い式に「この本の弱点について厳しい批判を加えた」といわれると困るのである。どうか『技術科教育の計画と展開』の99ページを、『技術・家庭科教育の創造』213ページを公平にみていただきたい。そして、『技術教育研究』の42ページの菊池氏の文章と、56ページの森下氏の文章を比較していただきたい。私は、「金属の組織」を認識させるのに、これでは誤った概念を教えることになるのではないかと心配しているのである。『技術教育研究』第1号